

長野県環境影響評価条例対象事業の種類・規模一覧表（法との比較）

【環境影響評価条例】

【環境影響評価法】

は、法と条例の違い

対象事業の種類	規模		対象事業の種類	規模			
	第1種事業	第2種事業		第1種事業	第2種事業		
道路の建設	—	(高速道は法対象へ)	改築	高速自動車国道	すべて 中部横断自動車道		
	自動車専用道路	新設 すべて 三遠南信自動車道(青崩峠道路)		(自動車専用道路)	—		
	県道等	4車線以上かつ 長さ 10km以上		一般国道	4車線以上かつ 長さ 10km以上	4車線以上かつ 長さ 7.5km以上	
	一般国道、県道、林道等	—		林道	幅員 6.5m以上かつ 長さ 20km以上	幅員 6.5m以上かつ 長さ 15km以上	
ダム	貯水面積 50ha以上	森林の区域等 貯水面積 30ha以上	ダムの新築、堰の新築及び改築、河川工事	ダム	貯水面積 100ha以上	貯水面積 75ha以上	
		堰		湛水面積 100ha以上	湛水面積 75ha以上		
		湖沼水位調節施設		湖沼開発面積 100ha以上	湖沼開発面積 75ha以上		
		放水路		形状変更面積 100ha以上	形状変更面積 75ha以上		
鉄道の建設	—	(新幹線は法対象へ)	鉄道、軌道の建設及び改良	新幹線鉄道	すべて リニア中央新幹線		
	鉄道・軌道(特殊含む)	長さ 10km以上		普通鉄道・軌道	長さ 10km以上	長さ 7.5km以上	
飛行場の建設	陸上飛行場	設置すべて	飛行場及びその施設の設定又は変更	飛行場	設置 滑走路の長さ 2500m以上	設置 滑走路の長さ 1875m以上	
		滑走路の新設すべて			滑走路の新設 長さ 2500m以上	滑走路の新設 長さ 1875m以上	
		滑走路の延長 長さ 500m以上			滑走路の延長 長さ 375m以上	滑走路の延長 長さ 375m以上 かつ延長後 長さ 1875m以上	
工業団地の造成	※ 面積 50ha以上	森林の区域等 面積 30ha以上	工業団地造成事業 (首都圏近郊整備法等)	面積 100ha以上	面積 75ha以上		
住宅団地の造成	※ 面積 20ha以上	—	新住宅市街地開発事業 (新住宅市街地開発法)	面積 100ha以上	面積 75ha以上		
別荘団地の造成	※ 面積 50ha以上	森林の区域等 面積 30ha以上					
スポーツ又はレクリエーション施設の建設	ゴルフ場	※ 面積 50ha以上	スポーツ又はレクリエーション施設の建設	ゴルフ場	※ 面積 50ha以上	森林の区域等 面積 30ha以上	
	スキー場	※ 面積 50ha以上		スキー場	※ 面積 50ha以上	森林の区域等 面積 30ha以上	
	運動競技場 遊園地 その他のスポーツ又はレクリエーション施設	※ —		運動競技場 遊園地 その他のスポーツ又はレクリエーション施設	※ —	森林の区域等 敷地面積 30ha以上 かつ 土地形状変更面積 10ha以上	
廃棄物処理施設の建設	ごみ焼却施設	処理能力 4t/時以上	廃棄物最終処分場	埋立面積 30ha以上	埋立面積 25ha以上		
	産業廃棄物焼却施設	長野広域連合ごみ焼却施設他					
	し尿処理施設	処理能力 250kl/日以上					
一般廃棄物 最終処分場 産業廃棄物 最終処分場	埋立面積 5ha以上 又は埋立容量 25万m³以上	—					
下水道終末処理場の建設	面積 15ha以上	—					
流通業務団地の造成	※ 面積 20ha以上	—	流通業務団地造成事業 (流通業務市街地整備法)	面積 100ha以上	面積 75ha以上		
土地区画整理事業	(都市計画に定められないものを含む) ※ —	面積 100ha以上	土地区画整理事業	面積 100ha以上	面積 75ha以上		
工場又は事業場の建設	製造業 電気供給業 ガス供給業 熱供給業	排ガス量 10万m³/時以上 又は排水量 1万m³/日以上	土石の採取及び鉱物の掘採	森林の区域等 面積 30ha以上	—		
			公有水面その他の水面の埋立・干拓	埋立面積 50ha超	埋立面積 40ha以上		
			新都市基盤整備事業 (新都市基盤整備法)	面積 100ha以上	面積 75ha以上		
風力発電所の建設	複合事業 (上記※印の目的的造成事業の複合事業)	出力 1万kw以上	—	発電用の事業用 電気工作物の設置又は変更の工事	火力発電所	出力 15万kw以上	出力 11.25万kw以上
				地熱発電所	出力 1万kw以上	出力 7.500kw以上	
				原子力発電所	すべて	—	
				水力発電所	出力 3万kw以上	出力 新姫川水力発電 2.25万kw以上	
風力発電所	出力 1万kw以上	出力 7.500kw以上					
上記に準ずるものとして規則に定める事業	—	—	上記に準ずるものとして政令で定める事業	宅地の造成事業(都市再生機構、中小企業基盤整備機構)	面積 100ha以上	面積 75ha以上	

注) 森林の区域等とは、森林法に規定する森林の区域、河川法に規定する河川区域、国立公園、国定公園、県立自然公園、自然環境保全地域、郷土環境保全地域、水道水源保全地区の区域